

令和8年2月24日

各都道府県税務主管課 御中

総務省自治税務局自動車税制企画室

「軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う課税の取扱いQ & A」について

令和8年2月20日に全国石油商業組合連合会より発出された標記の件について、経済産業省資源エネルギー庁燃料流通政策室から共有を受けましたので、御参考までに送付いたします。